

2005

3/1

NO.886 3月1日発行

小田原

広報

まちづくり情報誌



巻頭特集

今こそ、「生きる力」を!



今こそ、「生きる力」を!

いま教育の現場では、単に知識や技能を教えるだけではない、子どもたちに必要な「生きる力」をはぐくむ教育を取り組んでいます。

それでは、「生きる力」とは具体的に何でしょうか。文部科学省では、「生きる力」を、知識や技能に加え、自ら学び考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する「確かな学力」、自らを律し、他人と協調し、人を思いやる「豊かな人間性」、たくましく生きるために「健康や体力」の三つの要素からなる力と説明しています。本市が昨年4月に制定した「小田原市教育都市宣言」でも、「生きる力」の育成を最も大切なことの一つに挙げています。

この「生きる力」の育成を目指して、学校では、教育の内容や方法を工夫し、個に応じた指導の充実や、体験的、問題解決的な学習の充実に努めるなど、特色ある学校づくりを進めています。

また、教育委員会としては、学校の通学区域や学期など学校制度のあり方の検討や見直しを行うとともに、学校施設など教育環境の整備について、新しい学習理念を取り入れた、学びやすい環境づくりなどに取り組んでいます。

市立小中学校の通学区域を弾力化します

市では平成15年11月に、小田原にふさわしい通学区域（学区）を調査、研究するため、「小田原市学区審議会」を設置しました。

審議会では、保護者などが満足し、児童・生徒が楽しく安心して通学できるよう、「学校選択制」の導入などについて検討を行ってきました。昨年7月には、学区制度や学校選択制について、市民の皆さんや学校現場の意見を幅広く聞くため、学区制度に関するアンケートを実施。このアンケート結果も踏まえ、さまざまな角度から審議が進められ、2月9日に教育委員会へ答申書が提出されました。

答申内容は、「地域と学校のつながり



平成17年度から変わる指定変更の許可基準

※市内の小中学校間で指定校以外の学校に通学する場合

事由	具体的な内容	許可期間
一時的転居	新・改築などで一時的に学区外に居住する場合	従前のとおり (申請期間)
転居	学区外に転居したが、転居前の学校に通学する場合	許可期間を卒業まで延長
転居予定	家屋の新・改築、購入や借家の入居により、転居することがはっきりしている場合	従前のとおり (転居予定日まで)
両親共働きなど	両親の共働きなどにより、登校前や下校後に児童生徒の養育が困難な場合	許可期間を中学校卒業まで延長 (1年ごとに更新)
店舗等経営	学区外に住民登録があり、居住しているが、学区内で店舗などを経営していて、そこが下校後の児童の生活圏である場合	許可期間を中学校卒業まで延長 (1年ごとに更新)
兄弟姉妹同一校通学	既に兄弟姉妹が許可を受け指定された学校以外の学校に通学しているため、兄弟姉妹と同じ学校に通学する場合	卒業まで
教育的配慮	上記以外で、病気、精神的理由、家庭の理由、そのほか教育的配慮が必要と思われる場合	必要と認められる期間

入は見送ることとするが、各家庭の事情や保護者・児童生徒の要望に応えられるよう、通学区域をもつと弾力的に広げた方がよい」というものでした。市教育委員会では、この答申を受け、一定の理由がある場合に、指定された学校以外への通学を認める通学区域の弾力的運用の許可基準や許可期間の見直しを行い、4月1日から、左表のとおり実施することとしました。



「学校選択制」とは？

平成12年に東京都品川区が実施して

以降、各地で導入する自治体が増えて

います。実施形態としては、

- ①市内のすべての学校から選択可能
- ②市内をいくつかのブロックに分け、そのブロック内での学校の選択が可能
- ③学区による指定校と、隣接した学校からの選択が可能

の三つの方法があります。

「学校がそれぞれの特色づくりに取り組み、活性化する」「保護者の学校への関心が高まる」などのメリットがある一方で、「学校間格差が生じる」「学校と地域の関係が希薄になる」などのデメリットも指摘されています。

今こそ、「生きる力」を！

学校2学期制導入に向けて

平成14年度に始まつた完全学校週五日制により授業時間数が減つたことから、児童・生徒の学力低下を心配する声が出るようになり、注目され始めた学校2学期制。今年度県内では約半数の学校が2学期制を実施しています。

2学期制には、始業式、終業式などの回数が減り年間の授業数を増やせるとともに、一つの学期が長くなることで、子どもたち一人一人に応じて学習の過程や達成度をじっくりと見取り、指導ができるなどの利点があります。

そこで、本市は今年度、小学校5校と中学校1校を研究実践校として、学校2学期制を行い、各校が創意工夫を生かした教育課程の編成などに取り組んできました。研究実践校では、学習指導の充実や基礎・基本の定着を図つたり、細かい評価を伝えるための「あゆみ」「ステップアップカード」の発行や教育相談を行つたりするなど、さまざま取り組みをしています。

市教育委員会では、研究実践校の成果から、学校2学期制の実施は、子ど

もたちの学校生活の充実と学力向上を目指す上で大きな効果が期待できると考えています。

学校2学期制の導入に向け、教育活動の見直しや工夫をするとともに、2学期制の趣旨などについて保護者や市民の皆さんにさらに理解されるよう努めます。

今後、教育委員会云々議の中で、今年度の研究実践校における成果や課題、また、学校2学期制研究協議会の報告を踏まえ、早い時期に方向性を示したいと考えています。

地域と連携して

青少年健全育成対策本部の活動

問 青少年課 ☎ 331736



花は必ず咲く



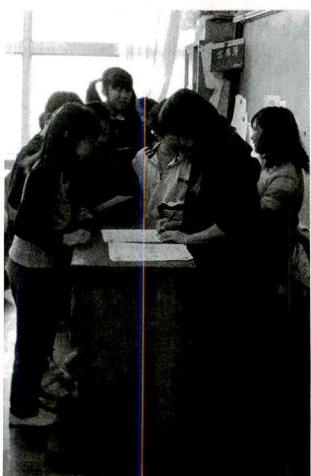
市教育委員会
委員長
安藤實英さん

私は長い間、不登校、ひきこもり、そのほか問題行動のある子どもたちやその親と共に歩んできました。それは私自身が決して素敵な青少年期を送られたわけではなく、それとは正反対な時期を送ってきた自戒から、こぼれ落ちようとする子を黙つて見ていられないからです。

私の信念は、「花は必ず咲く」ということです。どこかで、自らに目覚めてさえくれば、必ず花は咲くのです。人間も植物と同じで、夏に咲く花もあれば、秋に咲く花もあります。遅い、早いの差こそあれ、季節の風にあたれば、花は必ず咲いてくれるのだと私は信じています。親や先生の早く花を開いてほしい気持ちはよく分かれります。しかし、子どもはいろいろな可能性を秘めた種を持つています。「そんなに急ぎなんな！」

と、私は言いたい。人生80年の時代です。2年や3年遅れたからといって、人生の大勢には、さして差などは無いのです。

そして、花の咲く時期が遅かるうが、また仮に小さな花であろうが、咲いたら愛でてあげたいと思います。



平成15年12月に警察署や児童相談所などの関係行政機関や市民団体などと連携し、青少年が犯罪に巻き込まれたり、犯罪を起こしたりしないよう、市青少年健全育成対策本部を設置しました。

対策本部では、毎週土曜日に小田原駅周辺など市内2か所の重点区域での街頭指導や地域の育成会組織を中心としたイベント会場での特別街頭指導などを行っています。



また月1回、市内の違反屋外広告物を取り外してしています。オレンジ色のジャンパー姿のグレープが声かけをしながら巡回している姿を見かけたかたも多いと思います。皆さんもぜひこの活動にご参加ください。

問 青少年課 ☎ 331736

問 青少年課 ☎ 331736

白山中学校の校舎をリニューアル！

「生きる力」を育てるため、いま教育の現場では、新しい教育理念のもと、「総合的な学習の時間」など多様な学習活動が行われています。しかし、市内の学校施設のほとんどが建設後20～30年を過ぎて老朽化が進み、このようないくつかの問題が生じています。

そこで、市では平成13・14年度、校舎などの状況調査や既存施設の有効活用などを検討。その結果を踏まえ、15

年度には、市立小中学校校舎リニューアル整備計画を策定しました。

校舎リニューアルのモデル校として選定。生徒、学校はもちろんPTAや地元自治会による検討結果を基に整備を進め、第1期工事が昨年10月12日に完成しました。

この整備により、総合的な学習の時間や少人数学習に対応できるラーニングルーム、不登校生徒の休憩に使用できるラウンジ、生徒の作業学習に利用できる物づくり室などが新たに設置されました。

来年度以降も、同校の整備を進めていくとともに、順次ほかの小中学校を対象とした整備にも着手していきます。

白山中学校生徒の声

「教室は、後ろにあつたロッカーが廊下に移ったため、今までと比べてだいぶ広い感じがします」「ラウンジを造ってほしいという希望は生徒の中で一番多かったこともあります。昼休み時間など休憩によく利用されています」「ラーニングルームは、総合学習や少人数授業に使われています。教室と違って、いすもないため、少しリラックスした授業ができます。これからも、このラーニングルームやラウンジを大切に使っていきたいと思います」。

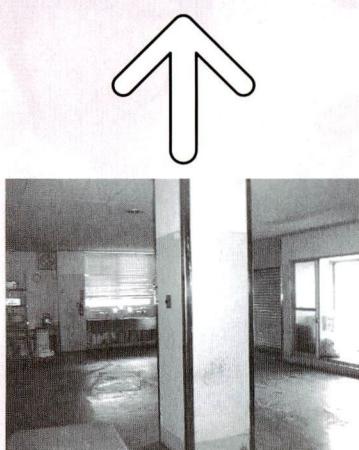
子どもは私たちから産まれてきましたが、私たちの所有物ではないのです。種を保存するという生命の本質に立ち戻って、子どもたちにすべきことを考えてみる必要があると思っています。



左から、ラーニングルーム活用委員会(生徒会本部)の下澤さん、永松さん、金子さん



整備後(ラーニングルーム)



整備前(給食受入室)

今回は、制度や教育環境、地域と連携した取り組みから一部を紹介しました。このほかにも、市では、子どもたちの「生きる力」をはぐくむため、少人数学級編成の充実や学

習実態調査、地域と連携した自然体験・社会体験など、さまざまな事業を実施するとともに、学校給食での教育教育や環境教育といった新しい試みにも取り組み始めています。

子どものここころの発達と生きる力



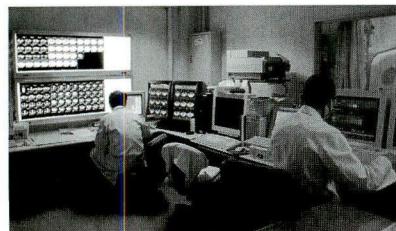
市教育委員会
委員長職務代理者
横田俊一郎さん

「大きくなつたら何になりたいの？」と昔からよく聞かれたものですが、今の子どもたちは大きな夢を持っているでしょう。夢は生きるために原動力の一つです。夢があるからこそやる気も起るし、頑張ることもできます。

子どもは社会の鏡です。現代の社会は物質的には豊かですが、地位やお金だけが評価の対象になる社会の中で、大人も夢を失つてしまっているのではないかでしょうか。

もう一つの原動力は、人間関係の中での生きる喜びです。人間は一人では生きていけません。世の中が便利になると、面倒な人付き合いはやめてしまいがちです。しかし、そのことが人間にとつて一番大切なものを失っているということに気づかなくてはなりません。

私たちが今こうして存在するのには、長い進化の歴史とさまざま偶然の結果です。子どもは私たちから産まれてきましたが、私たちの所有物ではないのです。種を保存するという生命の本質に立ち戻って、子どもたちにすべきことを考えてみる必要があると思っています。



だれもが 気持ちよく利用できる 病院を目指して

本市が平成14年度に行った「市民満足度重要度調査」で、市立病院は、「重要度は高いものの満足度は低い」という結果でした。満足度の低い最大の理由は「混んでおり、待ち時間が長い」ことでした。平成15年度の同調査では、重要度、満足度ともに向上したものの、院内に設置している「あなたの声」には、不満の声もいただいている。そこで、だれもが気持ちよく利用できる病院にするための取り組みを紹介します。

問市立病院経営管理課 ☎34-3175 (内線) 3604



土曜診療を開始 診療開始時間を 15分早めます

市立病院では、「土曜日も開院してほしい」、「待ち時間を短くしてほしい」とのご要望に応えるため、平成17年4月から次のとおり土曜診療を始めます。

土曜診療

診療日 每月第1、第3、第5土曜日

受付時間 7時30分～10時

診療時間 8時45分～12時

診療科 心身医療科と麻酔科を除く全

科(内科は一般内科のみ、専門

外来は行いません)

※予約診療は行いません。小児科の携帯電話による予約診療も行いません。

※最初の土曜診療は4月2日

からです。また、月曜日ま

での診療開始時間も15分早め、8時45分からとします。

受付時間は変

時間も15分までの診療開始

時間も15分まで

からとします。

わりません。



神経内科と 形成外科が できます

4月1日から神経内科と形成外科ができます。

神経内科は、脳や脊椎、

神経、筋肉に生じた病気を診断・治療する診療科です。從来からこうした病気の診療も行っていますが、新たに科名を掲げることで、脳血管疾患に不安を感じているかた、専門的な治療を望んでいるかたなどが来院されるとき、どの診療科で診察してもらえばよいのかが分かりやすくなります。

また、専門的、効率的な治療を行えるようになります。なお、神経内科は、心療内科(メンタルヘルス、軽度のうつ、心身症などの診療科)とは違いますのでご注意ください。

形成外科は、顔面の外傷や骨折の整復、乳がんなどの悪性腫瘍切除後の再建、あざ・しみへのレーザー治療、ケロイドなどを取り扱う診療科です。

これまで、週に1日、専門の医師が来院し診療をしていましたが、新たに常勤医師を採用し、毎日診療することにより多くのかたに専門的な治療を効率的に行えるようになります。

また、入院を要するかたへの対応もできるようになります。



全職員の意識改革を進めます

次の3つの目標を掲げ、全職員一丸となって取り組んでいます。
今後も、皆さんに愛される病院を目指します。

- ①職員の態度・対応に関する
苦情「〇」を目指します
- ②待ち時間を短縮します
- ③だれにでも優しい施設に
生まれ変わります



COLUMN

医師臨床研修推進特区の状況

平成16年4月から、医師法の改正により医学部卒後2年間の臨床研修が義務付けられました。

臨床研修指定病院である市立病院では、構造改革特区の認定を受け、地方公務員法で最長1年間とされている臨時的任用のできる期間を2年間に延長し、地域医療の担い手となる医師の育成を進めています。

既に、該当する研修医1人を任用し、平成17年度には2年目の任用期間に入ります。

また、平成17年4月には、新たに2人の研修医を任用する予定です。



市立病院からのお願い かかりつけ医を持ちましょう

市立病院では、これからも皆さんに安心して受診していただけるよう、さまざまな改善に取り組んでいきます。

しかし、安全で安心できる医療を提供するためには、診療できる患者さんの人数に限界があります。そこで、皆さんにはぜひ「かかりつけ医（ホームドクター）」をつくつていたいと考

えています。自宅の近くで気軽に相談でき、場合によっては往診をしてもらえるようななかかりつけ医に、普段の身体の状態を把握してもらいうことが大切です。少し具合が悪いなと感じたときは、まずかかりつけ医に相談し、診療の結果、更に専門的な検査・治療が必要となつたときは、紹介状をお持ちのうえ、市立病院にお越しください。

その後、病状が安定した場合には、再びかかりつけ医に診ていただくというように、市立病院とかかりつけ医の役割分担が進めば、長時間お待たせすることなく受診していただけるようになると考

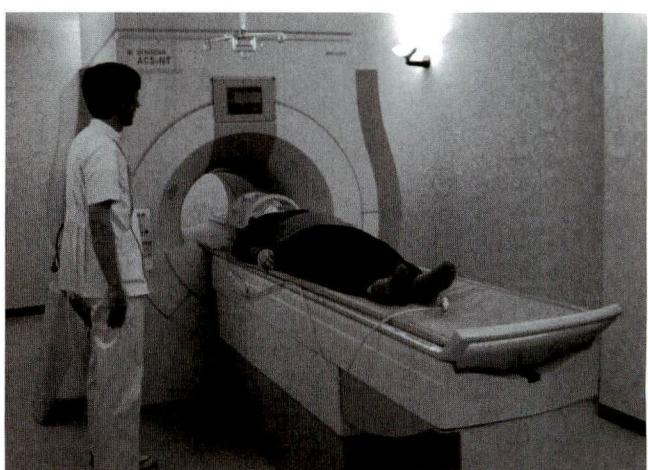
えています。このような取り組みのことを厚生労働省では「病診連携システム」と呼び、積極的に推進しています。

かかりつけ医からの紹介予約制度や病診連携システムについて詳しくは、市立病院「地域医療相談室」へお問い合わせください。

開市立病院地域医療相談室

電話 343175 (内線) 35336

また、身近な「かかりつけ医」のご案内は、小田原医師会「地域医療連携室」にお問合せください。



問 小田原医師会地域医療連携室

電話 470833 FAX 493766

Eメール odtiki@triton.ocn.ne.jp

ホームページ
<http://www.odawara.kanagawa.med.or.jp>

行革ニュース 第11回

市民の皆さんが選んだ事業に 1億円を配分します

広報おだわら2月1日号でお知らせした市民アンケートに基づき、市民税の1%相当額、約1億円を配分する事業予算案が決まりましたので、報告します。問行政経営室 ☎331305

アンケート

では、市民の皆さん約3,000人に、優先して予算配分すべきと選択しているだけ、下表のような回答内容となりました。

回答内容の内訳	
回収数1,775人(回収率61.5%)	
①高齢者福祉の充実	22.5%
②介護保険サービスの充実	17.7%
③子育て支援策の充実	14.7%
④学校教育の充実	14.5%
⑤魅力ある都市・まちなみづくりの推進	13.1%
⑥道路の整備	10.6%
⑦商工業の振興	6.9%

高齢者福祉・介護保険サービスの充実

①サービスが利用しやすくなるよう、介護保険の相談や、高齢者の健康づくりのための情報提供を充実します。

予算額2,500万円
②転倒による骨折の予防や運動機能回復のため、高齢者の筋力トレーニングを支援します。

予算額2,400万円

子育て支援策の充実

③小児医療費助成の期間を計画よりも前倒しで拡大します。

予算額3,000万円

5歳の誕生日までとなつているお子さんの通院時の医療費助成を、計画を早めて拡大し、10月から6歳の誕生日までにします。

学校教育の充実

④健康を重視した教育環境を整えるため、全ての小・中学校の保健室に冷暖房機を設置します。

予算額2,700万円

市では、市民の目線にたつたメリハリのある予算配分をすることで、皆さんに納税意識を高めいただきながら、協働してまちづくりを進めています。今後、皆さんに、選択の効果を実感していくだけのよう、事業の結果について、お知らせしていきます。

アンケートへのご協力ありがとうございました。

地震の被害と地形・地質との関係について（第4回）

問県温泉地学研究所 ☎233588

今回は、市内の地形や地質に関連した地震災害について、県西部地震が発生した場合の被害想定をもとに説明します。

マグニチュード(M)7クラスの県西部地震が小田原市直下で発生した場合、市内の多くの地域で震度6弱・強の揺れが起きると想定されています。この強い揺れにより、家屋の倒壊、地盤の液状化現象、崖崩れなどの被害が生じます。酒匂川沿いや早川河口、中村川の流域では、地下水位が高いことや地盤が砂層などで形成されていることから、地盤が液状化する可能性があります。それにより、ビルや橋梁が沈下したり、地下埋設管やマンホールなどが浮き上がったりします。本市の東側の大磯丘陵や西側の箱根山地の傾斜地では、崖崩れや地滑りなどが発生する可能性があります。また、建物の被害だけでなく、道路や交通網の寸断により孤立地区が生じることも考えられます。



新潟県中越地震によって道路の陥没が起きました。

5歳の誕生日までとなつているお子さんの通院時の医療費助成を、計画を早めて拡大し、10月から6歳の誕生日までにします。

④健康を重視した教育環境を整えるため、全ての小・中学校の保健室に冷暖房機を設置します。

予算額2,700万円

県西部地震の震源が海域を含む場合は、津波の第1波が地震発生直後に到達します。海岸では、津波警報の発表が間に合わず、季節によつては、多数の遭難者が発生する可能性があります。揺れを感じたら、一刻も早く海岸を離れ、高台やビルの上の階へ避難しましょう。

これら地震から身を守る方法のひとつは、災害が発生した場所や被害の事例などから多くの教訓を学ぶことです。温泉地学研究所では、新潟県中越地震の被害写真の掲示や講演などで、地震災害軽減へ向けた活動を行っています。県西部地域での最近の地震活動のまとめについては、温泉地学研究所のホームページでご覧いただけます。

文末となりましたが、新潟県中越地震やスマトラ沖地震によつて亡くなられた多くのかたがたのご冥福をお祈りします。

PRIORメール

平成16年度政策総合研究所研究報告会を開きます。

問 政策総合研究所 **3313315**

政策総合研究所では、今年度、二

つの研究グループが地域に入り、行動しながら研究を進めてきました。

「地域コミュニティ研究グループ」は、下曾我地区などをモデルに、身近な地域の問題を土地柄に合ったやり方で解決する方法を探りました。 「マル徳交流グループ」の社会実験では、小さなグループなど、その活動の特徴に応じた助け合いのあり

方を探つてきました。

こうした今年度の活動成果をとりまとめた研究報告会を行います。

日時 **3月27日(日)**

13時30分～15時30分

場所 **市役所大会議室(市役所7階)**

内 容 **マル徳交流グループと地域コミュニティ研究グループの研究報告**

※申込不要

最近、パソコンやインターネットを使って便利な生活を送っているかたが増えている一方で、パソコンを始めたくても学ぶ機会に恵まれないかたがいることも事実です。

そのような中で、パソコンを趣味としているかたが集まつて、初心者などを対象にした講習会を開くなど、楽しく活動しているボランティア団体(パソコンボランティア)があります。

パソコンボランティアにできることがあります限りがありますし、小さな活動かもしれません、活動のイメージをつかんでいただければと思います。

「パソコンボランティア」活動中!

問一IT推進課 **331264**

さがみ信用金庫パソコン俱楽部

代表者…末永卓也

問 **243182**

きらめき☆市民

教授に登録して、これからパソコンの基本を学びたいと

超初級講習会コースを行っています。

「パソコンの基本から一緒に学びませんか」



特定非営利活動法人パソコンサークル

代表者…平井俊春

問 **090-6523-1818**

おだわら市民活動サポートセンターで
インターネット!!

問 市民活動サポートセンター

228001

このたび、サポートセンターにインターネットも利用できるノートパソコン18台を整備しました。

市民活動での情報収集や文書作成などはもちろん、パソコンボランティアが行う講習会にもご利用できます

で、ご活用ください。貸し出しあります。

できます。



障害者や高齢者が自立した生活を送れるよう、公共施設を利用して、月一回、講習会などを開いています。



「IT化が進む中で、情報技術を活用できない障害者などの情報弱者が増加しており、情報格差(デジタルデバイド)の解消が必要ですね」



＜地域コミュニティ研究グループが行った下曾我地区での公開研究会＞ 地元の若手10人とともに住民のかたの意見を聞きながら議論を進めました。



＜マル徳参加者により行われた海岸清掃＞ 地域の憩いの場をきれいにする活動のきっかけにマル徳が使われ、約30人の参加者が清掃に汗を流しました。

おだわらインフォメーション

Odawara Information

おだわら市民活動サポートセンターで
インターネット!!

問 市民活動サポートセンター

228001

このたび、サポートセンターにインターネットも利用できるノートパソコン18台を整備しました。

市民活動での情報収集や文書作成などはもちろん、パソコンボランティアが行う講習会にもご利用できます

で、ご活用ください。貸し出しあります。

できます。



障害者や高齢者が自立した生活を送れるよう、公共施設を利用して、月一回、講習会などを開いています。



「IT化が進む中で、情報技術を活用できない障害者などの情報弱者が増加しており、情報格差(デジタルデバイド)の解消が必要ですね」

(新)個人情報保護条例がスタートします!



高度情報通信社会の発達により、個人情報の利用は著しく拡大しています。

そこで、本市では、個人情報の保護制度を見直し、4月1日から新しい「小田原市個人情報保護条例」がスタートします。

問 行政総務課行政情報センター ☎ 33-1288

個人情報を保護するために平成4年に制定した個人情報保護条例を全面的に改正し、新たに個人情報の利用停止請求権や死者情報の開示請求権、市の職員や受託業者への罰則などを盛り込みました。

新条例の主な内容は次のとおりです。これからも個人情報をより適正に取り扱う市役所を目指していきます。

＊＊＊＊＊

① 土地開発公社も対象に
市民の皆さんの権利利益の侵害を未然に防ぐために、盛り込まれた主な項目

② 受託業者の責務
土地開発公社が保有する個人情報も、個人情報保護条例の対象とします。

③ 死者情報の開示請求権を設けます
亡くなられたかたの個人情報には、従来、開示請求権の規定がありませんでしたが、相続人に限り、開示の請求ができるようになります。

④ 利用停止請求権を設けます
自分の個人情報が個人情報保護条例に違反して収集されたと判断したときは、だれでも利用停止や消去の請求をすることができます。

また、個人情報保護条例に違反して利用、提供されていると判断したときは、利用や提供の停止を請求することができます。

⑤ 出資団体の責務
市が出資している団体が保有する個人情報も、適正に取り扱われるようになります。

⑥ 苦情処理
個人情報の取扱いに関する苦情は、適切、迅速に対処するようになります。

⑦ 罰則を設けます
市の職員や市からの受託業者が、正当な理由がないのに、個人情報を提供したり、職権を濫用して、不正に個人情報の収集を行ったなどに、最高で2年以下の懲役や100万円以下の罰金とする罰則を設けました。

新しい小田原市個人情報保護条例の本文は、行政情報センター(市役所4階)でご覧になれます。また、行政総務課のホームページにも掲載しています。

http://www.city.odawara.kanagawa.jp/gyousei_soumu/index.html

本市のホームページ中の“条例と規則”にも掲載されています。

総合計画審議会が進めていた「ビジョン21おだわら」後期基本計画(計画期間：平成17年度～22年度)案の審議がこのたび終了し、2月8日に、今村洋一会長と富川正秀副会長から小澤市長に答申が提出されました。

答申では、後期基本計画案を「今後6年間のまちづくりを見通す総合計画として概ね妥当である」としながらも、「今後の市政運営にあたっては、協働、情報公開、説明責任の3つの視点を重視すべき」と述べています。

市では、答申を受けて最終調整を行い、平成17年度から後期基本計画をスタートさせます。



総合計画審議会が後期基本計画案への答申を提出

問企画政策課 ☎ 33-1405

小田原
彩時記

西さがみ連邦共和国
中国人訪日観光客誘致事業

広東省・広州市訪問記

文 小澤良明

昨年十一月下旬、西さがみ連邦共和国（小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町）の中国人訪日観光客誘致事業で箱根町長等と共に広東省広州市へ出かけた。北京、上海に次いで三年目となる。孫文の故郷で「食は広州にあり」が売りの広州は、重厚な北京や洗練された上海とはまた違った荒々しい程の発展途上の開発の中にあつた。

十一月二十四日午後、ホテル到着後荷をほどく間もなく広東省旅遊局、次いで広東国旅國際旅行社を訪問、そして夜は広東省人民对外友好協会主催の歓迎宴。

二十五日は広東省教育厅、広之旅国際旅行社、広東省中国旅行社、广州市旅遊局。ホテルへ戻つて観光プロモーション会場の設営に汗を流し、いよいよ緊張の本番。新しく制作した西



観光説明会

東省外事弁公室、JTBコンサルティング広州と各所にて意見交換。

二十七日、第一回の北京以来毎回随行して難しい中国側との折衝を一手に引き受け、今回も大きな成果に繋げていただいた中日友好協会の皆の指定旅行社の参加を得て予想以上の盛況で大変有意義な誘客説明会となつた。

二十六日、広州市人民政府、広州市外事弁公室を表敬訪問、いかにも才色兼備という感の王副市长と会談。広州市教育局、広東省人民政府、広

温泉が人気。マーケットとして潜在力に満ちている。日本市場の開拓に自信を持っている。形態も今後は個性化、多元化する。西さがみの地元の旅行社とのネットワークが欲しい、等々である。

マイナスの意見は、日本側のPR努力が全く足りない、情報不足。値段が高い。航空便が少ない。ガイド不足と中国語のレベルが低い。ビザの取得に時間がかかる。コースが単調。ホスピタリティに欠けている。食事に慣れない（冷たいもの、生ものへの抵抗、量が少ない等）。和室の多人数一緒に寝は連續ダメ等々である。

特に修学旅行等の関係者は、日本の教育委員会や生徒達との交流を強く望み、ホームステイや学習機会を増やしたい、一人っ子政策の影響で大事な子供を外国に出すことに対する不安感を持つ親が多い、安全問題が重要、等の指摘があり、近い内に事前調査の校長団を箱根、小田原に送りたいとの嬉しい言葉もいただいた。

JTBの調査によると日本訪問の目的の第一は文化、歴史建造物の見学（城、寺院、仏閣、街並みなど）だそうである。いずれにしても景勝地箱根のみならず城下町小田原観光も今後の友好交流と粘り強い誘客活動の必要性を強く実感させられた今回の訪問であつた。

せき切つてとしか言いようのない強行スケジュールであった。

どこへ行つても意欲満々で、それだけに對日観光でのネックや問題点

の指摘、そして受入れ側の私達への注文や提言には鋭いものがあつた。

プラスの意見は、日本は伝統文化と現代文化が上手く融合して魅力的。東京（大都会、ディズニーランド、最先端の電気製品）、新幹線、富士山、温泉が人気。マーケットとして潜在力に満ちている。日本市場の開拓に自信を持っている。形態も今後は個性化、多元化する。西さがみの地元の旅行社とのネットワークが欲しい、等々である。



多くの感動を残し、
小田原映画祭閉幕！

□広報広聴室 □33-1261

小田原映画祭は、2年に一度開催します。次回をお楽しみに。

記念すべき第1回目のグランプリに輝いたのは「ユウナのちいさなおべんとう」の石出裕輔監督（千葉在住）。「これからも心にのこる作品を作り続けたい」と受賞の喜びを語りました。

小田原映画祭は、2年に一度開催します。次回をお楽しみに。

滞納整理の取り組み状況

平成16年度の本市一般会計歳入予算のうち、

市税の割合は約52%を占めています。

市税は本市が行うさまざまな事業の費用面での中心となるものです。

しかし、厳しい経済状況などで、市税を滞納されるかたが増えています。

本市の徴税の現状はどうなのでしょうか。

● 収納課 ☎ 33-1345

現在本市では、「滞納整理管理システム」を導入し、各種情報の管理一元化や事務処理の効率化を図り、滞納整理を進めています。

国税局OBの「徴収指導員」を任用し、研修などによる職員の資質向上や実務上の指導・助言を受けて、効果的な滞納整理に取り組むとともに、県税事務所と人事交流を行い、差押え財産の公売ノウハウや滞納整理の情報交換を行っています。

また、「滞納整理強化月間」を設定し、平日の時間延長や休日の窓口開設などで納税相談や納税機会の拡大を行っています。

※滞納整理強化月間中の時間延長や休日窓口開設の日時については、随時「広報おだわら」でお知らせします。

本市の取り組み

※制限している行政サービスや許認可
市営住宅入居募集、低公害車購入補助
金、勤労者住宅資金利子補給など

滞納者への徴税手続き

差し押えた財産の公売や取り立てを行って、その代金を滞納している市税にあります。

昨年度は、年間で66件の差押えを行い、14件の電話加入権の公売や預貯金の取り立てを行いました。平成17年2月8日には、県と共同で差し押された不動産の公売を行いました。

市税は、収入や資産に応じて負担するもので、ほとんどのかたは納期限までに納付していただいています。しかしながら、納期限までに納付されないかたには、文書による催告や職員が自宅や勤務先に電話、訪問をし、納付を促しています。

再三の催告にもかかわらず納付されない場合は、他の納税者との公平性を保つため、法律に基づき財産（不動産、預貯金、給与、生命保険など）を調査し、滞納処分として、差押えをします。差押え後もなお滞納が続く場合は、



納期限内の納付が困難な場合は
お早めに納税相談を!!!

特別な事情により、納期限内の納付が困難な場合は、お早めに納税相談にお越しください。職員が事情をお聞きし、納税方法などの相談をお受けします。

本市では、悪質な滞納者への行政サービスの制限や氏名公表を盛り込んだ全国初の条例を平成12年から施行しています。

現在まで、氏名公表をした例はありませんが、条例に基づく市税滞納審査会を毎年開催し、個別の滞納事案について研究・検討を行い、それらの意見を参考に滞納整理を進めています。

また、滞納者に対する行政サービスを制限することで、納税者との公平性を保ち、滞納の抑制を図っています。

市税の滞納に対する特別措置に関する条例



税ニュース

入湯税を課税します

市内の鉱泉浴場（温泉施設）を利用されるかたに、4月1日から入湯税を課税します。

入湯税は、その使いみちが定められている目的税で、観光振興や環境衛生・観光・消防などの施設を整備するための重要な財源になります。

税額は、1人1日につき、宿泊を伴う場合は150円、宿泊を伴わない場合は100円で、各施設の利用料金と一緒に支払うことになります。

なお、年齢が12歳未満のかた、共同浴場・一般公衆浴場を利用するかた、入湯料金が1,200円以下の場合は課税しません。

軽自動車などをお持ちのかたへ ～廃車手続きは3月中に～

軽自動車税は、毎年4月1日現在で軽自動車やオートバイをお持ちのかたに1年分が課税されます。

すでに車両がない場合でも、廃車や譲渡の手続きが終わっていないと、毎年税金がかかりますので、3月末日までに手続きをしてください。

なお、盗難にあった場合は、警察への届け出とは別に、市役所での手続きが必要になります。

車種により管轄が違いますので、詳しくはお問い合わせください。

シリーズ最終回



小田原城 今昔物語

小田原城の「いま」と「むかし」をご紹介してきましたこのシリーズ。最終回は、江戸時代にタイムスリップして小田原城に登城しましょう。  文化財保護課 ☎ 33-1717

問文化財保護課 ☎33-1717

立ちます。小田原城の大手の勇壮な光景を久し
ぶりに目の当たりにし、
気持ちも引き締まつたことでしょう。銅門を
とおり、二の丸広場にあつた御殿へ出向いて
用を済ませます。二の丸御殿は、藩主が小田
原に帰城したときの住まいであるとともに、
藩の政庁でもあつたのです。

銅門



昔の登城ルートを歩く／天守へ／

その後、天守の番を仰せつかつてゐる古い
友人を訪ねることにしました。今は菖蒲が植
えられて いますが、当時はとても深かつた本
丸堀にかかる常盤木橋を渡り、坂を登ると常
盤木門。そしていよいよ本丸です。今は動物

大手門から三の丸に入り、両脇の家老屋敷を眺めながらお堀端に着くと、正面に二の丸隅櫓が見えます。左手の馬出門土橋（めがね橋）を渡り、馬出門をくぐり馬屋曲輪に入ると住吉松という松があり、その向こうには銅門がそびえ立ちます。小田原城の大手の勇壮な光景を久しぶりに目の当たりにし、気持ちも引き締まったことでしょう。銅門をとおり、二の丸広場にあつた御殿へ出向いて用を済ませます。二の丸御殿は、藩主が小田原に帰城したときの住まいであるとともに、藩の政庁でもあつたのです。

このお話をまつたくの創作ですが、もし
かしたら江戸時代に本当にこんなことがあ
ったかもしません。皆さんも小田原駅か
らお堀端通りに回って、江戸時代を思い浮
かべながら、馬出門土橋から登城してみま
せんか。

本市では、小田原城をかけがえのない郷
土の遺産として永久に保存し後世に伝えて
いくとともに、皆さんが当時のことを思い
浮かべやすいように残された遺跡を着実に
整備していきたいと考えています。

小田原城が幾多の変遷へんせんを経ながらも今日
に伝えられたのは、私たちの先人が大切に
守つてきてくれたからです。私たちも次の
世代へと大切に引き継いでいきたいですね。

友人が、普段は厳重に閉ざされた天守の点検に行くというのでこつそりとついて行きました。最上層から城下を一望し、気持ちを新たなものになりました。恵み豊かな相模湾と緑豊かな箱根山の稜線は、今も昔も変わりません。

本丸のクロマツはこの七本松の子孫と言わ
れています。



あなたの家にも、まだ知られていない「一枚の古い写真」が残されているかもしれません。
少しでもお城が写っていれば、それは大変貴重な資料となります。もし、そのような写真がありましたら、ぜひお知らせください。

本市が2月1日から景観行政団体に

平成5年度に「小田原市都市景観条例」を施行し、景観行政に取り組んできた小田原市。よりきめ細かい景観行政を目指し、景観行政団体になりました。

● 都市計画課 ☎ 331573

景観行政団体とは、地域の特色に対応した景観計画を定めたり、建築物のデザインや色彩を規制できるようになる地方公共団体。昨年6月に成立した「景観法」により、都道府県の同意があれば「景観行政団体」となることができます。景観行政団体になると、景観計画に基づき、きめ細やかな規制や誘導方策に取り組むことができます。本市では、昨年12月17日の法施行前より県との協議を進め、施行と同時に同意を得て2月1日から景観行政団体になりました。

今後は、豊かな自然や歴史的資産を生かしながら、快適で個性ある美しい都市に育てるため、色彩や屋外広告物などのあり方について市民の皆さんのご意見を伺いながら検討を進め、景観法に基づく制度への移行作業を進めていきます。

なお、景観法では市民の皆さん自らが景観づくりを提案できる制度も創設されましたので、ご不明な点はご連絡ください。

市民学習フロアがオープン

文化・まなびのスポット



文化・学びの活動の場として、気軽に仲間が集まれる「市民学習フロア」が、3月19日(土)、小田原駅前ビル(旧丸井ビル)4階にオープンします。3月中は、施設を知つていただきため、特別展示、記念講座などを開きます。ぜひお越しください。

● オープニングセレモニー

日時 3月19日(土)11時

● オープン記念特別展 「(仮)小田原文化展」

日時 3月19日(土)～30日(水)
9時～18時(19日は10時～)

※使用料は有料の予定です。また、営利目的、政治活動などには使用できません。詳しくはお問い合わせください。

● オープン記念講座

期日 3月19日(土)～21日(休)

小物作りなど気軽に参加できる講座を行います。詳しくはお問い合わせください。

そこで、50人に、CDをプレゼントします。なお、申込多数の場合は、抽選とします。そこで、はがきに住所・氏名・電話番号・CD希望と書いて郵送。

応募方法 3月18日(金)まで(消印有効)に、はがきに住所・氏名・電話番号・CD希望と書いて郵送。

〒250-8555

小田原市教育委員会生涯学習課

新作童謡の
CDプレゼント

昨年開いた

「第2回全国童謡
フェスティバル」

白秋IN小田原」で
誕生した新作童謡「ふ
しき ふしげ」「きんの
はつぱ」ほか
「いつもの道」、さらに北原
白秋の童謡を収録したCDが完成し
ました。



「地域づくり総務大臣表彰」を受賞

小田原銀座商店会が

● 関産業政策課 ☎ 331511

「街なみ再発見!展」を中心とした銀座まちかどギャラリーの開催です。

市では地域に根ざした商店街の活性化を支援する仕組みとして「小さな核市街地づくり推進プロジェクトチーム」を設置するなど、魅力ある地域商店街の再生に向けた取り組みを強化しています。

評価を受けた事業は、①高校生チャレンジショップの支援(商店会の教育コミュニケーション事業の一環)、②市民などの情報交流の場として銀座情報プラザを開設③商店街の風景などを題材とした「地域づくり総務大臣表彰」を受賞



会が、人々のふれあい・コミュニケーションをテーマとして行った地域全体の振興のための先駆的な取り組みが評価され、平成16年度「地域づくり総務大臣表彰」を受賞

しました。

評価を受けた事業は、①高校生チャレンジショップの支援(商店会の教育コミュニケーション事業の一環)、②市民などの情報交流の場として銀座情報プラザを開設③商店街の風景などを題材とした



中心市街地



活性化フォーラム事業を展開しています

小田原の文化的・歴史的資源を掘り起こし、中心市街地の魅力の再確認を図る活動を通して、中心市街地のまちづくりへの関心を高め、今後の活動の方向性を探る「中心市街地活性化フォーラム事業」を国の支援を受けて行っています。

問産業政策課 ☎ 331519

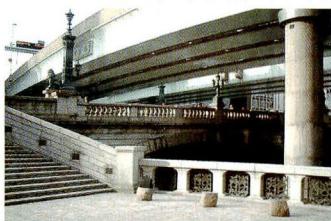


本市ではこれまで、「中心市街地活性化フォーラム事業」の一環として、小田原に伝わる四季の行事を再現する「なりわい歳時記再現事業」など、さまざまな「まちづくり活動支援事業」を行ってきました。

3月12日(土)には、これら事業の集大成となる「中心市街地活性化フォーラム」を開きます。皆さんのお越しをお待ちしています。

①街かど博物館販売キャラバン

首都圏で直接、街かど博物館のPRや小田原の都市セールスなどを行うとともに、来場者から見た「小田原」のイメージなどの調査を行い、その結果を「中心市街地活性化フォーラム」で活用します。



東京・日本橋(滝の広場)をメイン会場として、街かど博物館と日本橋両関係者が連携して「東海道五十三次―日本橋・小田原なりわい交流まつり」を開きます。

「東海道五十三次

一日本橋・小田原なりわい交流まつり

日時 3月6日(日)11時～16時
場所 東京・日本橋(滝の広場)など

内容 ①取扱商品の展示・販売
①職人技の実演
②体験コーナー
③小田原のPRコーナー

まちづくり活動支援事業を担当した団体に、活動報告やまちづくりへの提案をしていただきます。

また、専門家から中心市街地が持つ歴史・文化資源を生かしたまちづくりの講演をいただき、皆さんと一緒に今後のまちづくりの方向性を考えます。

日時 3月12日(土)13時～16時
場所 市民会館

内容 ①基調講演

「(仮題)古い歴史や文化を今に生かすには」

梅原デザイン事務所
デザイナー梅原真さん

①街かど博物館応援コンペティションの総合グランプリ・優秀賞の発表

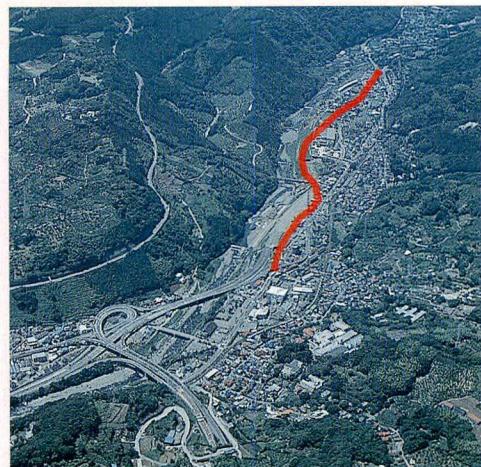


②各まちづくり活動支援事業の活動報告
○なりわい歳時記再現事業

○街かど博物館ネットワーク事業
(小田原まちづくり応援団)
○中心市街地魅力スポット・豆知識
ブック作成
(小田原まちづくりネットワーク)

①「フォーラム・車座」
来場のかたがたとコーディネーター
梅原真さんによる意見交換

②中心市街地活性化フォーラム



問 国県事業促進課 ☎ 331529
国土交通省横浜国道事務所
☎ 045-316-3535

小田原箱根道路 一部開通!!



都市計画道路国道1号小田原箱根線(小田原箱根道路)の一部が開通します。

この道路は、交通混雑の著しい国道1号の風祭地区から箱根町山崎地区の約2.2kmの区間に、国道1号のバイパス道路として、平成8年から国土交通省横浜国道事務所により建設が進められてきましたが、このたび、現在の箱根口IC(風祭地内)から箱根新道に直結する部分が開通することになりました。

開通に先立って、2月12日にプレイベントが行われました。

招待された小学生の皆さんは、道路に「らくがき」したり、道路清掃車などの試乗体験をして、開通後には絶対できない、道路上での遊びを楽しみました。

今回の一開通により、箱根新道へは箱根口ICから乗入れ可能となり、慢性的な交通混雑の緩和が期待されます。

なお、開通は3月末の予定です。



開通プレイベントで道路に絵を描く、市内大窪小学校、箱根町湯本小学校の皆さん

心におみやげ、
見つけて小田原。